

組合員になられた皆さんへ!

共済組合のご案内



茨城県内の市町村や一部事務組合等の職員となられた皆さんは、茨城県市町村職員共済組合の組合員になります。

共済組合では、組合員とご家族の皆さんの生活の安定と福祉の向上を図るため、短期給付事業(医療保険)、長期給付事業(年金)、福祉事業を行っています。

なお、非常勤職員等の方は、日本年金機構の厚生年金が適用される短期組合員となり、短期給付事業と福祉事業が適用されます。

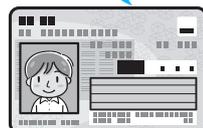
組合員になると…

○「組合員証」(健康保険証)を交付します

病院等で診療を受ける際の資格を証明するものとなります。大切に保管してください。

組合員証が届いたら、氏名・性別・生年月日等の記載事項に誤りがないか確認し、裏面に住所を記入してください。

マイナンバーカードが
保険証として利用できます!



詳細は
コチラ



○掛金等を負担することになります

共済組合の事業に必要な費用は、主に組合員個人が負担する掛金(保険料)と勤務先(市役所等)が負担する負担金によって成り立っており、毎月の給料と期末手当等から控除されます。

掛金(保険料)は標準報酬の月額等に基づき算定されます。⇒ 22ページ

短期給付事業(医療保険)

病気やケガをしたときは、医療機関に組合員証を提示することで診療を受けることができます。医療費の自己負担は3割(70歳未満)で、残りの7割は共済組合が負担します。

⇒ 「短期給付のご案内」14～15ページ



長期給付事業(年金)

組合員の老齢・退職・障害・死亡に対して年金の給付を行います。

厚生年金保険給付と退職等年金給付があります。



福祉事業

- ◆保健事業 多種多様な福利厚生サービスを利用できるアウトソーシング事業(20ページ)のほか、宿泊利用助成事業・各種がん検診等(7ページ、10ページ、16～19ページ)の事業を行っています。
- ◆宿泊事業 皆さんの保養施設として「大洗鷗松亭」を運営しています。⇒ 裏表紙
- ◆貯金事業 皆さんからお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、市中金利よりも有利な利息を還元しています。
- ◆貸付事業 生活必需品の購入や住宅の新築、修繕等に必要な資金の貸付を行っています。貸付利率：1.26% (災害貸付等の一部の貸付を除く)
- ◆物資事業 自動車購入費用の立替えを行っています。



共済組合の事業は、組合員証と一緒に配付したリーフレットやホームページをご覧ください。



ホームページのご案内 <https://www.iba-kyo.com/>

次のページはパスワードが必要です。

○ 健康サポートコーナー、健康電話相談

ユーザー名 **kyosai1411** パスワード **iba-kyo**

○ ライフプランステーション

ログインID **ibakyo** パスワード **iba-kyo**